農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和５年９月

座間市

目　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項
　１　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項
　１　農業を担う者の確保及び育成の考え方
　２　就農等希望者の受入体制の確保
　３　関係機関との役割分担・連携の考え方
　４　就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
　１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
　２　農用地の利用関係の改善に関する事項

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項
　１　利用権設定等促進事業に関する事項
　２　農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
　３　協議の場の設置の方法
　４　地域計画の区域の基準
　５　地域計画の策定及び地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方
　６　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
　７　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
　８　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
　９　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

第７　その他

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　本市は、首都圏４０ｋｍ圏内で神奈川県のほぼ中央に位置し、その立地条件から住宅を中心とした都市化が急速に進展した。農地は栗原地区を中心とする東部丘陵地帯の畑作地帯と、西部の相模川沿岸の平野部に広がる水田を中心とした地域、南西部の相模川沿岸の平野部の畑作地帯に分布される。このような地形を反映して、本市の農業は、露地野菜を中心とした東部地域・南西部地域の畑作と水稲を中心とした西部地域の水田作が特徴である。また、消費地に隣接した立地条件を生かしたハウス栽培等の施設型農業も、一部の中核的農家を中心として意欲的に展開されている。

２　本市の農業の現状は、急速な都市化の進展で専業農家は大幅に減少し、第二種兼業農家が全体の８５％を占めるようになった。そして、都市圏に立地する状況から後継者が不足がちであり、農業就業者の高齢化が著しい。

このため、農地有効活用のために中核的農家への農地集約化を目指して、貸借による農地流動化を進めている。しかし土地持ち非農家の増加などにより一部の農地では農地の遊休地化が目立ち始めている状況があり、このような状況に対応するため中核的な農家を始めとする様々な農家がそれぞれの経営能力を十分発揮しながら、多様な都市農業を展開することが必要とされてきている。

国においては、平成２５年１月に、生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図り、農林水産業の中期的展望を切り開く観点から「攻めの農林水産業推進本部」が設置され、１２月に農林水産業・地域の活力創造プランが決定された。

平成２６年４月には農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、青年等の就農促進策が強化された。また、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理事業が制度化された。

また、本市においても「産業として自立する農業」及び「都市・環境に寄与する農業」の実現を目指し、推進し、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けて施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

今後は、水田作、露地野菜等の土地利用型農業においては、農地の流動化、農作業受委託の促進に努め、一層の経営効率の向上を目指すとともに、施設型農業においては、その土地利用及び経営面での高効率、高収益性及びその将来性に着目し、農業経営発展の支援に努めるものとする。また、集団麦作組合等の地域農業集団については、農作業受委託を中心として地域農業における担い手としてその育成に努めるものとする。また、これらの経営体に対し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進していくとともに、経営体への農用地の利用

集積、経営管理の合理化、増加傾向にある遊休農地の実態把握を通じた発生防止・解消その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じる。

3　市は、地域の農業の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（１０年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得５００～６００万円程度（主たる従事者一人当たり４００～５００万円、補助労働者１～２名を想定）、年間労働時間１，８００～２，０００時間程度（主たる農業従事者１人当たり）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4　本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向及びその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、さがみ農業協同組合、座間市農業委員会、神奈川県農業技術センター等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うために、座間市地域農業再生協議会において、集落段階までを視野に入れた農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための十分な協議、検討を促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の関係機関が相互に連携をとり、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化した条件で中核的農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、さがみ農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、神奈川県農業技術センター等の指導の下に既存の施設型農業において作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

地域における生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を行い、特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や生産組織の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に法第１２条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、座間市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関及び関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5　市は、座間市農業委員会、さがみ農業協同組合等と十分な相互連携で進めていく座間市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者及び生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式及び経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導並びに研修会の開催等を神奈川県農業技術センター等の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕（農業経営の指標の例）

経営類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
１ 施設トマト＋施設キュウリ＋露地野菜	＜作付面積等＞ 促成トマト　0.2ha 抑制キュウリ　0.2ha キャベツ(秋取り）0.2ha キャベツ(春取り）0.2ha 里芋　0.2ha ＜経営面積＞ 施設用地　2,500㎡ 畑　0.6ha	＜資本装備＞ 温室　2,000㎡ 暖房機 トラクター 管理作業機　他	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の導入
２ 施設トマト＋水稲	＜作付面積等＞ 促成トマト　0.3ha 水稲　0.7ha ＜経営面積＞ 施設用地　3,500㎡ 水田　0.7ha	＜資本装備＞ 温室　3,000㎡ 暖房機 トラクター 管理作業機 田植機 コンバイン　他		
３ 施設野菜(イチゴ)＋水稲	＜作付面積等＞ 促成イチゴ　0.2ha 水稲　0.3ha ＜経営面積＞ 施設用地　2,500㎡ 水田　0.3ha	＜資本装備＞ 温室　2,000㎡ 暖房機 トラクター 田植え機 管理作業機　他		
４ 露地野菜(その１)	＜作付面積等＞ 大根（秋播）　0.4ha 大根（春播）　0.2ha 大根（夏播）　0.2ha キャベツ(秋取り)0.1ha キャベツ(初夏取り) 0.4ha 未成熟トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー　0.2ha にんじん　0.4ha ほうれん草　0.2ha レタス　0.2ha ＜経営面積＞ 畑　2.2ha	＜資本装備＞ トラクター 育苗ハウス（ビニールハウス） 管理作業機　他		

経営類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
５ 露地野菜（その２）	＜作付面積等＞ やまといも　0.3ha 大根（春取り）　0.2ha 大根（秋取り）　0.2ha キャベツ(秋取り)　0.2ha キャベツ(夏取り)　0.2ha ねぎ　0.3ha ＜経営面積＞ 畑　1.8ha	＜資本装備＞ トラクター 管理作業機他	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の導入
６ 酪農	＜飼養頭数＞ 経産牛　30頭 育成牛　5頭 飼料畑　2.0ha ＜経営面積＞ 用地　0.4ha 飼料畑　2.0ha	＜資本装備＞ 成牛舎 パイプラインミルカー バンクリーナー バルククーラー (堆肥舎、浄化槽他) トラクター　他		休日制の導入 （補助労働力の活用） 給料制の導入
７ 養豚	＜飼養頭数＞ 繁殖雌豚　70 頭 種雄豚　7 頭 ＜経営面積＞ 用地　0.5ha	＜資本装備＞ 分娩舎 休息舎 肥育舎(糞尿処理機、浄化槽)他		休日制の導入 給料制の導入
８ 温室花卉（スイートピー）	＜作付面積等＞ スイートピー　0.1ha ＜経営面積＞ 施設用地　3,000㎡	＜資本装備＞ 温室　1,000㎡ 暖房機 自動潅水装置 トラクター　他		休日制の導入 給料制の導入 パート雇用において労働の軽減
９ 温室花卉(洋ラン)	＜作付面積等＞ カトレア（切花）0.132ha ＜経営面積＞ 施設用地　3,000㎡	＜資本装備＞ 温室　1,320㎡ 暖房機　他		
１０ 温室花卉（バラ）＋水稲	＜作付面積等＞ バラ（大輪系）　0.2ha 水稲　0.2ha ＜経営面積＞ 施設用地　5,000㎡ 水田　0.2ha	＜資本装備＞ 温室　2,000㎡ 暖房機 冷蔵庫 自動潅水装置 田植機 トラクター 管理作業機　他		
１１ 温室鉢物	＜作付面積等＞ シクラメン　0.11ha プリムラ・ポリアンサス　0.03ha シネラリア　0.04ha 花壇苗　0.1ha ＜経営面積＞ 施設用地　3,000㎡	＜資本装備＞ 温室　900㎡ ビニールハウス　330㎡ 暖房機　他		

〔組織経営体〕（農業経営の指標の例）

経営類型	経　営　規　模	生　産　方　式	経営管理の方法	農業従事の態様等
１２ 水稲＋小麦	〈作付面積等〉 水田　20ha 小麦　10ha 作業受委託　6ha	〈資本装備〉 トラクター （20ｐｓ）　1台 （30ｐｓ）　1台 田植機乗用形5条 2台 自脱型コンバイン2台 乾燥機3t　2台 施肥播種機 播種プラント 育苗ハウス　390㎡ 貯留タンク 穀粒選別・調整機 他	青色申告の実施	品種の組み合わせによる作業分担

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕（農業経営の指標の例）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	＜作付面積等＞ やまといも　0.3ha 大根（春取り）　0.2ha 大根（秋取り）　0.2ha キャベツ(秋取り）0.2ha キャベツ(夏取り）0.2ha ほうれん草　0.2ha ねぎ　0.3ha ＜経営面積＞ 畑　1.8ha	＜資本装備＞ トラクター 管理作業機　他	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 給料制の導入

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項

１　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

当市の平成３０年から令和４年までの５年間の新規就農者は４人であり、現状では毎年継続して新規就農者を確保することが困難となっているが、当市の保有する農地の維持や都市農業の発展を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（１）に掲げる状況を踏まえ、当市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア　確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農の確保・定着目標や神奈川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を現状よりも増としていることを踏まえ、当市においては、現状の２倍の当該青年等の確保を目標とする。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

当市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働日数（主たる従事者１人あたり１５０日以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年度には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第１に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の３５％以上の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得２００万円程度）を目標とする。

第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

地域農業を担う者の確保及び育成をしていくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営については神奈川県農業技術センターやさがみ農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者と誘導していく。

また、当市では市内全域を一地区として、一体的に新たに農業経営を営もうとしている者の受入れを推進する。特に、市内の基幹作物を主体に、さがみ農業協同組合等と連携して栽培技術の指導や販路の確保を行い、一定の所得が確保でき、安定的な経営を行えるようにする。

２　就農等希望者の受入体制の確保

（１）受入環境の整備

かながわ農業アカデミー、神奈川県農業技術センター、さがみ農業協同組合等と連携しながら、就農相談を随時受付け、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

また、市内の先進農家や農業法人等と連携して、就農希望者の研修を行う。

さらに、就農希望者及び新規就農者をサポートする農業者に対し支援を行うことで、当市で就農を希望する者の受入及び支援体制の強化を図り、当市で就農することの安心感及び魅力を向上させ、さらなる農業の担い手を確保する。

（２）中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場の設置や、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。また、学校等で市内の農業についての講座を行う。

３　関係機関との役割分担・連携の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはかながわ農業アカデミー等、技術や経営ノウハウについての習得については神奈川県農業技術センター等、就農後の営農指導等フォローアップについては神奈川県農業技術センター、さがみ農業協同組合、認定農業者、農地の確保については農業委員会､農地中間管理機構など､各組織が役割分担しながら各種の取組を進める。

4　就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組

（1）農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

農業委員、さがみ農業協同組合、かながわ農業アカデミー等と連携・協力して、就農前後のフォローアップを行うとともに、巡回指導の他、必要に応じて面接等を行うことにより、新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

（2）就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画作成の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、さがみ農業協同組合と連携し直売施設への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

（3）経営力の向上に向けた支援

神奈川県農業技術センター等による技術力の向上の支援とともに、さがみ農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

（4）青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア（比率）及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア（比率）の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア（比率）の目標	備　　考
２５　％	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

利用権設定等促進事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア（比率）の目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

２　目標年次は、概ね１０年先とする。

２　農用地の利用関係の改善に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市西部の相模川左岸に面した地域においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、市東部の露地野菜を主体とする地域においては、土地基盤が未整備であることも重なり、一区画の農地が小さく不定形なものが多く、農地の利用集積が大幅に遅れている状況である。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

①　中核的な農業者の育成

認定志向農業者に対しては、認定農業者制度の趣旨・メリットを周知し、認定農業者への移行、推進を図る。

②　女性農業者の育成

女性農業者が農業生産や農業経営に主体的に参画できるように支援し、女性認定農業者・女性農業者組織等の育成に努める。

③　農業経営の法人化の推進

法人化を志向する経営体や組織については、経営の発展が図られるように、各関係機関と連携して、支援・相談を行う。

④　集落営農の組織化・法人化の推進

集落の現状と将来について検討するとともに、集落の現状を把握しその方向性を定める取り組みを進め、支援・相談を行う。

⑤　農業に携わる人材の育成・確保

新規就農を希望する者で、効率的かつ安定的な農業経営への発展が見込まれる者にあっては、農用地のあっせん等に努める。

（３）関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、座間市農業委員会、さがみ農業協同組合、神奈川県相模川左岸土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第４「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①　利用権設定等促進事業
②　農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
③　協議の場の設置の方法
④　地域計画の区域の基準
⑤　地域計画の策定及び地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方
⑥　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
⑦　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
⑧　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑨　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、市は、地域農家に対して農用地利用改善団体活動についての啓発に努めるとともに、必要に応じ特定農業法人制度に取り組めるよう指導及び助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　利用権設定等促進事業に関する事項

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①　耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件）のすべてを備えること。

（ア）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）　その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）　その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者（農地法第２条第３項第２号ホ規定する常時従事者をいう。）たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）　所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第１１条の５０第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第７条第１号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合

には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④　賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

イ　座間市長への確約書（参考様式１）提出や座間市長との協定（参考様式２）の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

①　市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②　市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると

認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア　当該開発事業の実施が確実であること。

イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

①　市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

②　市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

①　座間市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②　市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるさがみ農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④　②から③に定める申し出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

① 市は、（５）の①の規定による座間市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 市は、（５）の②から④の規定による農用地利用改善団体、さがみ農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

③ ①に規定する者が②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件、その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその

支払い（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

⑥　①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア　その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ　その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法施行規則（昭和２７年農林水産省令第７９号、以下、「規則」という。）第６０条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について座間市長に報告しなければならない旨

ウ　その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

（ア）　農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）　原状回復の費用の負担者

（ウ）　原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）　貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

（オ）　その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦　①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

市は、座間市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市は、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の

定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、座間市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにも係らず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2　農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

（1）市は、必要に応じて特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。

（2）市、座間市農業委員会、さがみ農業協同組合は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、必要に応じて情報提供、事業の協力を行う。

3　協議の場の設置の方法

幅広い農業者に協議への参画を求めるため、開催に当たっては、市ホームページを活用して周知するとともに、農業者団体へ個別の周知も行うこととする。また、開催時期については、可能な限り農繁期を除いて設定する。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、神奈川県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。なお、協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せに対応するため、窓口を農政主管課に置く。

4　地域計画の区域の基準

地域計画の区域については、令和２年度に実質化した座間市人・農地プランを基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

5　地域計画の策定及び地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方

地域計画の策定に当たっては、神奈川県、座間市農業委員会、農地中間管理機構、さがみ農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか随時確認を行う。

6　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（1）農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領

域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ　農用地利用改善事業の実施区域

ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

①　（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、参考様式第６－１号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

②　市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となるのが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第５８条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

②　市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、神奈川県農業技術センター、座間市農業委員会、さがみ農業協同組合、農地中間管理機構等の指導又は助言を求めてきたときは、座間市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関及び団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

７　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア　さがみ農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図る農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

さがみ農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

８　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

当市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結、給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

９　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、１から８までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　市は、土地改良整備事業によって、農業経営基盤の整備の促進、農業近代化施設の導入を推進し効率的かつ安定的な農業経営をめざすものの経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ　市は、農業振興地域の農業経営基盤強化の促進を展開する中で地域の実情を十分考慮し、農業経営の効率的かつ安定的な施策を行うものとする。

（２）事業推進体制等

市は、座間市農業委員会、さがみ農業協同組合、神奈川県農業技術センター等、神奈川県相模川左岸土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１及び第５で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関及び団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関及び団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

（３）農業委員会等の協力

座間市農業委員会、さがみ農業協同組合、神奈川県相模川左岸土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、座間市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし市は、このような協力の推進に配慮する。

第７　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この基本構想は、平成７年２月１５日から施行する。

この基本構想は、平成１２年７月１日から施行する。

この基本構想は、平成１８年１０月１７日から施行する。

この基本構想は、平成２２年６月１１日から施行する。

この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。

この基本構想は、令和５年９月２９日から施行する。

別紙１（第４の１（１）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○　対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第１８条第３項第２号イに掲げる事項

○　対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

（２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○　対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法（昭和２４年法律第１９５号)第２条第２項各号に掲げる事業(同項第６号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第４の１（２）関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
１　存続期間は３年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年とすることが相当でないと認められる場合には、３年と異なる存続期間とすることができる。 ２　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	１　農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件などを勘案して算定する。 ２　採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 ３　開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ４　借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成１３年３月１日付け１２経営第１１５３号農林水産事務次官通知）第６に留意しつつ定めるものとする。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
１　借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 ２　１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３　借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受けるものが当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①　存　続　期　間　（　又　は　残　存　期　間　）	②　借　賃　の　算　定　基　準
Ⅰの①に同じ。	１　混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 ２　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 ３　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３と同じ。

③　借　賃　の　支　払　い　方　法	④　有　益　費　の　償　還
Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①　存　続　期　間	②　損　益　の　算　定　基　準
Ⅰの①に同じ。	１　作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 ２　１の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにする。

③　損　益　の　決　済　方　法	④　有　益　費　の　償　還
Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

①　対　価　の　算　定　基　準	②　対　価　の　支　払　方　法
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価支払い期限までに所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③　所　有　権　の　移　転　の　時　期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

（参考様式１）（第４の１（１）④関係）

確約書例

座間市長　様

（提出日）令和　年　月　日
（提出者）　　印

座間市が、令和　　年　　月　　日に農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

１　借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。

２　借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。

３　借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。

４　その他

※　なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

（参考様式２）別紙３（第４の１（１）④関係）

協定例

座間市〔基本構想策定市町村の名称〕（以下「甲」という。）、○○〔農地等の貸付主体の名称〕（以下「乙」という。）及び△△〔農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第２項第６号に規定する者〕（以下「丙」という。）は、農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

（丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域）

第１条　丙は、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等（以下「貸付農地等」という。）において、○○、△△及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。

２　丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

（耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積）

第１条　丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
〔記載例〕 畑作・飼料作・麦作・稲作	大字○○内の概ね○○ｈａの農地等
果樹	大字○○内の概ね○○ｈａの農地等
採草・放牧	大字○○内の概ね○○ｈａの農地等

２　丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等（以下「貸付農地等」という。）の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

（地域の農業における丙の役割分担）

第２条　丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

２　丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

【丙が法人の場合】

３　丙は、前２項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち１名以上の者が、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

（協定の実施の状況等についての報告に関する事項）

第３条　丙は、甲及び乙に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況（【丙が法人の場合】及び第２条第３項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況）について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に報告するものとする。

２　丙は、第１条、第２条各項及び第３条第１項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。
３　丙から２の連絡を受けた甲は、乙の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、乙と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

（実地調査等）
第４条　甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他座間市農業委員会からの聞取り等による調査を行うものとする。
２　甲は、前項の調査により丙が第１条、第２条及び第３条（第３項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、第３条第３項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

（協定に違反した場合の措置）
第５条　丙が第３条第３項及び第４条第２項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受け（【丙が法人の場合】て解散す）る場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。
２　乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。
３　乙は、第１項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び座間市農業委員会に送付するものとする。

（原状回復）
第６条　丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

（損害賠償）
第７条　第６条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

（貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い）
第８条　貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第５条第１項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

（管轄裁判所）
第９条　この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義が生じた場合の決定等）
第10条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を３通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　名称
　　代表者名
　　所在地

乙　　名称
　　代表者名
　　所在地

丙　　名称
　　代表者名
　　所在地